

パブリック・コメント実施要領 (法科大学院基準(改定案))

2027(令和9)年度から法科大学院認証評価としての第5期を迎えることから、さらなる発展を図るため、法科大学院基準等の改定を行います。そして、このたび改定案に対するパブリック・コメントを実施しますので、下記要領に従い、ご意見をご提出ください。

○意見提出期限

2026年1月6日(火)正午まで

○基準の適用

2027年度の認証評価からの運用を予定している。

○意見募集の対象

- ・ 「法科大学院基準(改定案)」
- ・ 「基礎要件データ(改定案)」

※データは、基準における「基礎要件」を示した表であることから、基準の一部となる(表21、22を除く)。

○改定案等の閲覧方法

下記URLより本協会ウェブページにアクセスし、閲覧してください。

<パブリック・コメント実施ページ>

<https://www.juaa.or.jp/news/detail---id-196.html>

○意見提出方法

パブリック・コメント実施ページに掲載のウェブフォームよりご回答ください。

○意見の取扱い

- ・ 基準の改定作業において検討し、必要に応じて意見に基づく加筆・修正を行う。
- ・ 意見については、その採否結果とともに公表することがある(ただし、個人・団体名は明らかにしない)。

○学生への周知のご協力のお願い(任意)

教育の質向上のためには、学生の意見を取り入れることも重要です。また、専門職大学院に在籍する学生は、高度専門職業人を目指し、主体的に学ぶ意思を持った人物であり、学生にとっても広い意味での質保証に関わることは有意味だと思われれます。こうし

たことから、今回のパブリック・コメントでは、学生の皆様からも意見を募ります。パブリック・コメント実施ページについて、学生向けパンフレットも掲載しておりますので、学生の皆様への周知にご協力いただけますと幸いです。

なお、周知の対象・方法に指定はありません。例えば、教育改善のために特定の学生から意見を聞く機会を設けている場合、そうした機会に参加した経験のある学生に周知することや、専門職大学院の運営や教育改善等にかかわる会議体などが組織化されている場合は、その組織から意見を募っても構いません。

広く学生に周知する場合は、研究科のウェブページや学生用サイトへの掲示、メールでの配信などで学生に周知することも構いません。

(案内文例)

学生の皆様

公益財団法人大学基準協会は、高等教育機関の評価や高等教育のあり方に関わる国内外の事例等の調査研究を通じ、わが国の高等教育の質保証・質向上に取り組んでいる大学団体です。その活動の一環として、法科大学院の認証評価を実施しています。このたび、同協会は評価に利用する基準を改定する過程において、基準に対するパブリック・コメントを実施します。学生の皆様からの意見も募っていますので、関心のある方は、本協会ホームページNewsに掲載している「法科大学院基準（改定案）に対する意見の募集について」をお読みください。

<https://www.juaa.or.jp/news/accreditation/>

○ 本件に関する問い合わせ

公益財団法人 大学基準協会

評価事業部 評価第2課（担当：松原、佐藤）

〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13

TEL：03-5228-3883 FAX：03-5228-2323

E-mail：lawschool@juaa.or.jp

○ 基準改定の経緯・理由

- ・ 2007年度に開始した法科大学院認証評価では、法科大学院の質保証に取り組むべく、第1期（2007～2011年度）、第2期（2012～2016年度）、第3期（2017～2021年度）、第4期（2022～2026年度）にわたり法科大学院に必要な事項を定め、評価を行ってきた。その間、法科大学院を取り巻く環境に応じて、法令改正等の機会に基準を見直し、適宜評価システムの改善に努めてきた。
- ・ この度の改定では、これまでに定めた当該分野の高度専門職業人に必要な能力やこれを涵養するための教育課程に求められる要素は引き継ぐこととする。ただし、関連法令の改正や関係省庁からの通知等を踏まえ、時代の変化にあわせた表現に更新するとともに、法科大学院の特徴をよりの確に評価できる基準へと見直した。
- ・ 基準の改定にあたっては、本協会の「基準委員会」のもとに「法科大学院基準検討小委員会」を設置し、審議・起案を行った。

法科大学院基準検討小委員会名簿

職名	氏名	所属機関
主査	小名木 明宏	北海道大学
委員	内田 義厚	早稲田大学
委員	片山 直也	武蔵野大学
委員	酒井 圭	日本弁護士連合会 公園通り法律事務所

○ 主な改定点

(1) 【重要視点】の設定

- ▶ 中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会による「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性」（令和2年6月17日付）を踏まえ、個別の法科大学院が点検・評価活動を行う際、また、本協会が法科大学院認証評価を行う際に依拠すべきポイント「評価の視点」のうち、重点的に評価するものについて、【重要視点】を設定し、対応する「評価の視点」に明記した。

以 上